

**国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務委託  
特記仕様書（案）**

## 1 業務概要

件 名：国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務委託

履行期間：契約日～令和8年3月27日（金）

履行場所：長崎原爆資料館（長崎市平野町7番8号）、城山小学校（長崎市城山町23番1号）、受託事業者の事業所

業務目的：令和5年度に作成した国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示基本計画（以下、「基本計画」という。）に従い、展示に使用するための映像コンテンツ素材を制作するもの。

## 2 業務内容

### (1) 業務計画書の作成

ア 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

イ 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。

・業務概要	・実施方針
・業務工程（各工程における発注者が対応するものを明示すること）	・業務組織計画
・打合せ計画	・成果品の品質を確保するための計画
・成果品の内容、部数	・使用する主な図書及び基準
・業務実施体制及び組織図	・連絡体制（緊急時含む）
・使用する主な機器	・その他

ウ 受注者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

エ 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

### (2) 打ち合わせ協議

旧城山国民学校校舎は国指定史跡長崎原爆遺跡の史跡内建造物であることから、文化財保護法の規定を順守し、本業務において遺構のき損を防ぐと同時に、業務の効果を最大化できるよう打合せ協議を実施する。原則として3回（着手前、現地調査時、納品時）を想定している。

### (3) ロケハン

旧城山国民学校校舎の展示であることから、旧城山国民学校校舎内の撮影を原則とするが、城山小学校の敷地内およびその近傍まで含め、監督職員も同行の上、企画書作成前に映像コンテンツ素材のロケハンを行うこと。

### (4) 企画書作成

ロケハン等を踏まえ、映像に関するシナリオ、撮影方法について、発注者と協議のうえ企画書を作成すること。

なお、本業務で作成する映像コンテンツ素材は展示映像として使用することから、単体の証言映像として制作するのではなく、基本計画に示す展示方針等を踏まえて制作すること。

#### 【企画書に含む内容】

- ・実施方針
- ・質問内容も含めた映像のシナリオ（映像の内容が把握できるよう、絵コンテ等により視覚的に分かりやすく表現すること。）  
※内容については発注者と協議の上決定する。
- ・技術・工夫（展示映像としての、撮影手法や音効など）

### (5) 展示映像撮影

#### ア 撮影の体制

受注者は、収録に当たっては、インタビュアー、カメラマン、音声・照明等の専門スタッフ計3人以上で構成する体制で行う。

#### イ 証言者への撮影

発注者が指定する証言者への撮影を行うこと。（撮影は最大3日以内とする）

証言者撮影は1人あたり最大2時間程度とするが、最終的に展示内で使用する映像としては5分程度に編集して使用する想定で構成できるように撮影するものとする。

ただし、本業務は証言映像の撮影までとし、編集は展示施設の基本設計施工時に別業務として行うものとする。

※証言者1人に対し5分程度の映像を複数活用できるよう、汎用性の高い映像を撮影できるよう配慮すること。

※受注者は、撮影の際必要に応じて、撮影方法や技術等、発注者へ適宜提案し確認しながら作業を進めること。

## ウ 撮影内容について

### (ア) 撮影構成

撮影の構成は基本計画に示す以下のものとし、構成ごとに必要な映像コンテンツ素材を作成するものとする。

- a 城山ガイダンス
- b 原爆の被害、継承の原点
- c 平和は城山から、継承の道のり
- d 城山から世界へ未来へ

### (イ) 撮影相手

詳細については発注者との協議により決定するものとする。

- a 被爆者
- b 城山小学校被爆校舎平和発信協議会メンバー（ガイドをされる方など）
- c 学校関係者（学校の先生）
- d 学校関係者（児童）

### (6) 文字起こし文の作成

収録後、証言者ごとに、Microsoft Word で「未編集映像」の文字起こし文を作成する。また、起こし文にはタイムコードを付すこと。

### (7) 証言者への確認

「撮影した映像」と 2 (6) で作成した「文字起こし文」を証言者に確認すること。その際、固有名詞等（氏名や地名など）がある場合は漢字・ひらがな表記も含めて確認しておくこと。なお、再撮影は想定していないため、編集の際に訂正（テロップ）を入れる必要があるかどうかや削除など扱いのすり合わせを行うこと。

## 3 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

	種別	数量	データ形式
1	報告書（各工程の成果の取りまとめ）	2 部（正・副）	docx 及び pdf
2	納品書（映像データのディスク※写真含む）	1 式	pdf 映像データは mp4
3	図面（A3縮小・製本）	2 部（正・副）	Pdf 及び ai データ
4	文字起こし文	2 部	docx 及び pdf
5	その他資料（発注者と協議）	1 部	協議により定める

6	保管用映像／記録媒体：BD-R	5枚（証言者1名につき1枚） ×2枚（正・副）	mp4
7	マスター映像／記録媒体：XDCAM	5本（証言者1名につき1枚）	-

※電子媒体については納品までにコンピューターウイルスチェックを行い、ブルーレイにはワクチンソフトの名称・ワクチンソフトのメーカ名・ウィルスパターン定義年月日もしくはパターンファイル名・ウィルスパターン定義データ更新方法を明示すること。

#### 4 その他

##### (1) 同種業務実績

受注者は、平成28年4月1日以降に、国指定重要文化財（建造物）もしくは国指定史跡に関する屋内の常設展示（展示面積500m<sup>2</sup>以上）における展示制作業務又は展示映像制作業務について、元請けとして契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者とする。

##### (2) 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを業務責任者に選任し、次の事項について書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者を変更した場合は変更後速やかに発注者に通知する。

・氏名                  ・生年月日                  ・受注者との雇用関係を証明する書類

##### (3) 貸与資料

監督職員は、以下の資料を受注者に貸与することができるものとする。

ア 国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示基本計画

イ その他業務遂行上必要となる図書

受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

受注者は、貸与資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

貸与資料の受け渡しは、契約締結後、速やかに行うものとし、その際、受注者は借用書を提出するものとする。

(4) 業務対象施設概要

名称	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎
所在地	長崎市城山町 23 番 1 号
築年	昭和 12 (1937) 年
構造	鉄筋コンクリート造
階数	4
延床面積	482m <sup>2</sup>
文化財位置付け	国指定史跡長崎原爆遺跡の史跡内建造物
施設の位置付け	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例により設置された公の施設
開館時間	9：30～16：30 (8/7～8/10 は、8：30～17：30)
休館日	12/29～1/3
現在の展示状況	1 階、 2 階、 階段部

(5) 作成コンテンツ素材概要

種別	映像（証言）
インタビュー	証言者 5 名程度（発注者が指定）
映像の目安時間	1 人あたり 2 時間（平均）
コンテンツ編集	なし
コンセプト	旧城山国民学校校舎「体験」 証言者自身が学んだ場、証言者自身が案内する場、被爆体験との関わりなどのインタビューを通じ、来館者に旧城山国民学校校舎でしか得られない学びを提供する。
公開する媒体	プロジェクタ、モニタ（展示室内部）等を想定
撮影場所	旧城山国民学校校舎
フォーマット	MP4（フルハイビジョンサイズ）

(6) 権利

本業務委託における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、契約代金が支払われたときに、受注者から発注者に移転する。

受注者は本業務委託における成果品について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作人格権を行使しないこととする。

(7) 成果品の帰属

成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に公表、貸与、使用等をしてはならない。また、当業務の著作権は発注者に帰属するものとする。

(8) その他

- ・業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することは認めない。
- ・本業務における現地作業は見学者の支障にならない限りにおいて、開館時間に実施することとするが、展示物の移動を伴う作業や大きな音を発する作業等を実施する場合、事前に発注者に連絡のうえ、閉館時間中に実施するものとする。
- ・本業務における協議等は書面（発注者が指定した様式）にて行うものとする。
- ・本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・本仕様書に定めのない事柄については、発注者と受注者の協議により定める。